

# 注意・警戒情報

## 床下補強に屋根修理…次々と高額な契約をせまる 悪質リフォーム業者に注意！！

築40年の木造住宅。先日「以前、**床下換気扇**を取り付けた」という業者が**定期点検**に来訪。「このままだと土台が腐る」と言われて驚き、すぐに**補強工事**とネズミ駆除を依頼。2週間後、**再度来訪**した業者に、今度は「屋根が傷み雨漏りの恐れがある」と言われたので修理することに。さらに数日後には、**屋根塗装**の契約もした。

**現金**約800万円を一括で支払ったが、周囲から「**あまりに高額**」と言われ不安に。**不要な工事**だったのであれば、返金を求めたい。



### アドバイス

- ◆ 「以前お世話になった」「無料で点検する」「近所で工事をしているので挨拶に来た」などと近づき、次々と高額な契約をせまる**悪質なリフォーム業者**に注意してください。
- ◆ 「早く工事しないと大変なことになる」などと**不安をあおって契約を急がせたり**、工事の内容を**きちんと説明しないまま工事をして、高額な請求**をしたりするケースが見られます。
- ◆ **現金を一括で前払い**するよう求められたり、クレジットカードで**キャッシング（借金）**して支払うようせまられたりするケースも見られます。
- ◆ 勧誘されても、その場で**すぐに依頼せず**、工事の内容や費用をよく確認したうえで、家族などに**相談**したり、**複数の業者から見積り**を取ったりして、よく検討することが必要です。
- ◆ **認知症の高齢者**などの場合、被害が表面化するまでに時間がかかり、さらに被害が拡大してしまうことがありますので、家族や身近な人の**見守りが不可欠**です。「**成年後見制度**」などを利用する方法もありますので、社会福祉協議会など専門の窓口にご相談しましょう。
- ◆ 訪問販売で契約した場合、8日以内であれば**工事終了後でもクーリング・オフが可能**です。たとえ期間が過ぎてしまっても諦めずに、すぐに身近な消費生活相談窓口へご相談しましょう。

消費生活相談は・・・

狙われて 高額リフォーム 次々と・・・

消費者ホットライン ☎

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！  
0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 平成24年度上半期 神奈川県内における消費生活相談の概要

- 相談総件数（苦情・問合せ・要望）は、**32,361件** で前年度同期比 **8.0%減少**  
このうち苦情相談は、**30,145件** で前年度同期比 **8.6%減少**

4月から9月までに  
県内の消費生活相談窓口で受けた  
相談の概要がまとまったニャ



- 「デジタルコンテンツ（※）」に関する苦情相談が**1位**

相談件数は5,334件で、前年度同期に比べて910件（14.6%）減少していますが、苦情相談全体の17.7%を占めます。「アダルトサイトで年齢確認をクリックしたらいきなり登録となって高額な入会金を請求された」等のアダルト情報サイトや出会い系サイトのトラブルが多くを占めています。

※ 携帯電話、パソコン等からインターネットを通じて得られる情報。

- **70歳以上の苦情相談が2位**

契約当事者（※）の年代別で最も多かったのは40歳代で5,681件、2位は70歳以上で5,159件、3位は30歳代で4,894件となっています。県の人口では30歳代が70歳以上を上回っていますが、相談件数は70歳以上が30歳代を上回り2位となりました。

※ 契約、サービスのトラブルなどの当事者になった者のこと。  
家族の契約等について相談するなど、相談者と契約当事者が異なる場合がある。

高齢者が狙われています！  
周りの方は見守りを…

- 「二次被害（※）」の件数は前年度同期より減少したが **依然高い水準で手口は巧妙化**

相談件数は720件で、前年度同期に比べ58件（7.5%）減少しましたが、平成22年度以前の上半期に比べると依然高い水準にあります。

電話で、弁護士を名乗ったり、「経営者の隠し財産が見つかったので返金する」旨の勧誘をし、過去の被害の救済をうたって、弁護士費用や手数料等の名目で金銭をだまし取ろうとする巧妙な手口が増えています。

※ 一度被害を受けた消費者が、その被害に関連して再び勧誘され、新たに受けた被害。

うまい話は  
絶対にありません！

## 冬の製品事故にご注意ください！



### 事例



こたつの電源コードから発火した！！



電源コードを無理に引っ張ったり、コードを束ねた状態で使用したりすると、断線や過熱の原因となり、火事につながることもあるのでやめましょう。

### 事例



湯たんぽを使って就寝したら低温やけどを負った！！



比較的低温の湯たんぽやカイロ、電気毛布などでも、体の同じ部分に長時間触れていると、知らぬ間にやけどをしてしまうことがあります。寝床が暖まったら取り出したり電源を切ったりするなど、使い方には十分注意しましょう。

参考：消費者庁 HP <http://www.caa.go.jp/information/winter.html>

政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/featured/201101/index.html>

冬の製品事故

で

検索

